

**令和元年 関係府省における予算編成過程での検討を  
求めることとした提案の措置状況**

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
11	B 地方に 対する規 制緩和	産業振 興	仮施設設 有効活用 等事業の 助成対象 要件	完成5年経過後の仮 施設設について、客 観的に仮施設設とし ての役割を終えたこ とを理由とする撤去 等を助成対象とする よう要件の見直しを 求める。	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置し、 市町村に譲渡された仮施設設は、東日本大震災津 波で被災した事業者が仮設復旧するために措置さ れたものであり、非常に有意な事業である。 当該仮施設設を市町村が撤去等した場合は中小 機構から助成を受けることができる。また今般、令 和2年度末まで助成期間が延長された。 本助成事業は、客観的に仮施設設としての利用を 終了したものは除かれ、助成対象要件として、「仮 施設設の継続利用の意思」及び「土地所有者等の 意思等により利用継続ができないこと」が必要とさ れているところ。一方、県内において、例えば、多く の仮設住宅が撤去されたことにより商店等に使用 していた仮施設設が空になる等、その後の活用方 法が見込めない仮施設設も増加しており、県内市 町村からは、まちづくりの観点から仮施設設の撤去 助成を望む声が多くある。	被災地域の実情に応じたまちづくりの推進	仮施設設有効 活用等事業に 係る助成金交 付規程第4条第 4項	経済産業省	岩手県、盛 岡市、宮古 市、陸前高 田市、西和 賀町、洋野 町、一戸 町、秋田県

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
11	福島県、 川崎市	<p>○当市では助成要件に該当する事業を行っていないが、被災地域の実情に応じたまちづくりの推進につながることから、共同提案を行うもの。</p> <p>○本県においても、中小企業基盤整備機構が設置し、市町村に譲渡された仮設店舗があり、今後、事業者が本設再開した場合等において、仮設店舗の撤去費用の確保が課題となることが考えられる。岩手県と同様に、要件の緩和を求めたい。(相馬市:原子力災害被災地域以外)</p> <p>※原子力災害による避難区域市町村の被災事業者が入居する仮設施設の場合は、要件にかかわらず撤去費用が助成対象となる。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が設置し、市町村に無償譲渡された仮設施設は、譲渡時の契約書において、撤去費用は譲渡先の市町村において負担することとされている。</p> <p>一方、被災地が復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設を取り巻く環境に変化が生じてきたことから、経済及び産業の復興のために、平成26年度から、嵩上げ工事や土地所有者等の事情により、仮設施設の完成後5年以内に、やむを得ず撤去せざるを得なくなった仮設施設を所有する市町村に対して、撤去費用等を助成する仮設施設有効活用等助成事業を実施してきた。</p> <p>仮設施設有効活用等助成事業による撤去費用等の助成については、所有者の事情によらない場合に限って実施しているものであり、これを緩和することは、無償譲渡時の契約書の主旨と矛盾を来すことになる。</p> <p>また、中小機構が仮設施設を保有する市町村に対して四半期に一度実施する入居事業者等状況調査の結果を踏まえると、多くの市町村が、譲渡時の契約内容及び仮設施設有効活用等助成事業の助成要件の中で撤去・再譲渡等を進めてきており、原子力災害被災12市町村を除き令和2年度末までに対応が完了する見込みであることから、助成要件は現状どおりとする。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
35	B 地方に 対する規 制緩和	その他	情報提供 ネットワ ークシス テムでのDV等 被害者の 情報共有	各市町村の「住民記 録システム」に記録さ れているDV等支援対 象者の情報を、「住民 基本台帳ネットワー クシステム」上の本人 確認情報と紐付け し、「情報提供ネット ワークシステム」と連 携させることで、全国 の自治体(市町村間 及び都道府県間)で 情報共有できるよう にすること。	【現状】 ・マイナンバー制度では、マイナンバーを用いた情 報提供ネットワークシステム上の自治体間のやりと りを、本人がポータルサイトで確認できる仕組み(マ イナポータル)が設けられている ・この仕組みを使って、DV等の加害者が、元同世 帯だった被害者の避難先の自治体を把握できるお それがある ・国はDV等の被害者に関しては情報提供ネット ワークシステムにおける情報連携において、住所 情報を秘匿する対応を求めている。(不開示コー ド、不開示該当フラグ、自動応答不可フラグの設 定)  【問題】 ・市町村では、「住民記録システム」を活用して、被 害者情報を同一市町村内で共有し、マイナンバー の秘匿対応を実施している。(市町村間での情報 共有はなされていない) ・一方、都道府県では、市町村のような情報共有シ ステムがないため、DV等被害者から窓口で申し出 てもらったこととしているが、被害者が申出を行わ なかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先 の都道府県が判明する恐れがある ・なお、DV等被害者からの申出の情報について は、文書で関係課等と共有を行っているものの、申 請が多い業務では逐一、文書を確認することは煩 雑であり、完全な対応をとることが難しい実情である	【改善策】 ・各市町村の「住民記録システム」に記録さ れているDV等支援対象者の情報を、「住民 基本台帳ネットワークシステム」上の本人確 認情報と紐付けし、「情報提供ネットワー クシステム」と連携させることで、全国の自治 体(市町村間及び都道府県間)で情報共有 できるようにし、DV等被害者の秘匿対応に 万全を期すと共に、全国の自治体での業務 改善を図る	・住民基本台帳 制度におけるDV 等被害者への支 援措置 (1)住民基本台 帳法第11条、第 11条の2、第12 条、第12条の2 ～3、第20条 (2)配偶者暴力 防止法第1条第 2項 (3)ストーカー規 制法第7条 (4)児童虐待防 止法第2条 ・番号利用法第 19条第7号 (1)DV・虐待等被 害者に係る不開 示コード等の設 定に関する基本 的な対応等につ いて(平成29年7 月13日事務連 絡) (2)DV・虐待等被 害者に係る不開 示コード等の設 定に関する事例 の送付について (平成29年7月 14日事務連絡) (3)マイナポータ ル「お知らせ機 能」の利用にお ける留意事項に ついて(平成29 年8月9日事務 連絡) (4)DV・虐待等被 害者に係る不開 示コード等の設 定に関する留意 事項について (平成29年11月 8日事務連絡)	内閣府、警 察庁、総務 省、厚生労 働省	島根県、中 国地方知事 会

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
35	熊谷市、神奈川県、川崎市、長野県、豊橋市、高槻市、島本町、神戸市、南あわじ市、徳島市、糸島市、宮崎県	<p>○DV被害者の申出件数は年々増加しており、各市区町村間のやりとりを文書による手作業でおこなっているため煩雑な業務となっている。住民票を異動しても被害者からの申出がない場合、異動先の市区町村に情報が届かず、秘匿対応ができず被害者を危険にさらしてしまうケースが発生する恐れもある。</p> <p>○①DV等支援措置対象者と②住民登録外のDV等被害者を、団体内で漏れなく共有し、自治体中間サーバへ不開示・自動応答不可設定を、適切に設定・解除する必要がある。現状、①を住民記録システム、②を宛名システムに登録し、団体内統合宛名システムから自治体中間サーバへ連携している。また、庁内の情報共有手段として専用の共有フォルダのエクセルファイルで管理・共有しており、職員の労力が多大である。被害者であることの把握が困難な場合もあり、その場合はどうにもならないのが現状である。</p> <p>○県には、市町村のような情報共有システムがないため、DV等被害者から申し出てもらうこととしているが、被害者が申出を行わなかった場合は秘匿対応ができず、加害者に避難先の都道府県が判明する恐れがある。</p> <p>○DV等被害者本人の事務を処理するために関係者(同一世帯人等。加害者含む)の情報を照会した際に、そのやりとり履歴から加害者が避難先を特定してしまうケースも想定される。こうしたケースにおける不開示コードの設定漏れを防止するためにも、照会する対象者が「フラグが設定されている被害者の関係者である」ことを職員が容易に判別できるような仕組みについて、併せて検討する必要がある。(現状では、事務処理を行う職員の見検により確認している)</p> <p>○現状、DV被害者が申出を行わないと情報提供ネットワークシステムでの情報秘匿対応が不可能であるため、対象者への周知を図ること以外に対応方法がないことが課題である。</p> <p>○直接的に本人の生命、健康、生活又は財産に対する危険に掛かる事案であり、全国の自治体が確実な被害者保護を行えるようにするしていただきたい。</p> <p>○都道府県への進達事務の中で、住民記録システム及び被害者からの申し出によりDV被害者の情報共有を文書上行っているものの、被害者から申し出がない場合や進達直後のDV申請等には秘匿対応が難しいと考える。</p> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムを利用した本人確認情報の提供について、マイナンバー制度導入以降、提供範囲が各段に拡大している。本人確認情報の提供を受けた機関はDV等の支援情報を入手する術がないため、DV等の支援措置が図られず、加害者等への住所情報等の漏えいが危惧されている。</p>	<p>DV等被害者の避難先の都道府県・市町村が、マイナポータルの情報提供等記録表示機能等を通じて加害者に判明することを防ぐため、DV等被害者に関する番号法に基づく情報連携では、自治体中間サーバにおいて「不開示該当フラグ」等を設定することにより、情報提供ネットワークシステムを通じて「不開示」の旨を、情報提供等記録に記録する機能を具備している。</p> <p>DV等被害者からの申出がないと、避難先自治体の中間サーバにおいて「不開示該当フラグ」等を設定できず、DV等被害者に関する情報の秘匿が困難であるとの点については、①DV等被害者の申出意思を確認するための申請書の様式例を示すとともに、②DV等の相談窓口に対し「不開示該当フラグ」等の不開示措置の周知を行う等により、DV等被害者の住所情報の秘匿を図っているところである。</p> <p>こうした対応に加え、ご提案の全国の自治体等が広く共有できる仕組みをさらに構築することは、DV等支援措置の対象者であるかといった情報が、機微に触れる可能性のあるものであること等を考慮すると、個人情報保護の観点から適切ではないと考えられる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
46	B 地方に 対する規 制緩和	消防・防 災・安全	「借上型仮 設住宅」借 り換えの 柔軟な運 用	引っ越し費用、敷金 礼金、仲介手数料な どは被災者負担、か つ、現在より家賃が 低い物件への転居に ついては、自己都合 によるものであっても 「借上型仮設住宅」の 借り換え(特に被災地 域である真備町内)を 可能とできるような運 用を望む。	昨年の平成30年7月豪雨では、借上型仮設住宅の 入居申込みが短期間に集中し、申し込み世帯も非 常に多かった(3,000世帯超)ため、不動産業者は 物件の内覧等にとっても応じられない状況で、結果と して、不便な物件を契約する被災世帯が数多くあ った。 生活がある程度落ち着いてから、通勤・通学や買 い物の利便性を求め転居したいという声が上が っている。また、被災から1年近く経過し、被災地域 である真備町内のアパートも復旧してきており、よ り自宅に近い場所への借り換えを希望する声も上 がっている。 現在、方々に散らばった借上型仮設住宅の被災者 の小中学生をスクールバスで真備町内の小中学校 に送迎しているが、バスの運行にかかる費用は年 間10億円にのぼり財政的な負担が非常に大きい 状況である。	被災者の生活スタイルに合った住まいを確 保できるほか、例えば、市内外に点在する 借上型仮設住宅から通学に片道1~2時間 かかっている小中学生の通学時間短縮な ど、被災者の負担軽減につながる。また、よ り家賃の低い物件への借り換えを前提とす るので、国費の支出抑制の効果も期待でき る。市としても、真備町内への転居を促すこ とで、通学バス便数を抑えられるなど、公費 負担の抑制につながるほか、被災地の人 口流出に歯止めをかけられるものと考え る。被災地に住民が戻り、被災地のアパ ートが充足することは、地域振興や被災地の 事業者に対する経済支援につながり、復興 への後押しとなる。	災害救助法	内閣府	倉敷市
80	B 地方に 対する規 制緩和	医療・福 祉	一時預か り事業に おける補 助区分の 細分化	一時預かり事業につ いて補助区分を細分 化する等より受入実 態に即した制度とす ること。	一時預かり事業一般型は、利用児童数に応じて補 助基準額が適用されるが、その利用児童数の区分 や補助基準額の区分の幅が大きく、地方の実情に 合っていない。	事業者による受け入れの促進及び安定的 な経営が確保できる。	子ども・子育て 支援法、児童福 祉法、子ども・ 子育て支援交 付金交付要綱	内閣府、厚 生労働省	米子市

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
46	須賀川市、川崎市、石川県、多治見市、八尾市、愛媛県、宇和島市、宮崎市	<p>○当県においても、東日本大震災の被災者が入居する応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅)について、高齢の被災者からのよりバリアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。</p> <p>○借上げ型仮設住宅制度は、スピーディーに入居が可能などとも良い制度であるが、被災者自身が物件を検索する必要があり、発災後の混乱時に、情報端末や自動車等がない状態やそれらを使えない方などは、希望に合う物件を検索することができず、限られた条件の中でやむを得ず、希望とは異なる物件で契約したというケースは多く存在した。また、契約後に、より希望に近い物件が見つかり、転居したいという要望も多く寄せられた。個別事情を聴取すると、少ない部屋数に多人数で入ってしまった、被災前に住んでいた所から遠い物件しかなかったなど、住み替えを認めることができれば、解消できる事項が主であった。</p> <p>○個々の生活再建状況の変化にあわせ住まいのニーズも変化していく中で、借り換え等のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう行政支援を見直していくことは必要であると考え。</p>	<p>災害救助法に基づき供与する応急仮設住宅は、被災者にとって心身の負担の大きい避難所生活を1日でも早く解消し、安定した恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき仮の住宅である。</p> <p>このため、住宅を全壊し居住する住居が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者に対して提供することを原則としている。</p> <p>従って、就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから原則として認めていないところである。</p> <p>ただ、平成30年7月豪雨では、倉敷市において、水害により遠方の賃貸型仮設住宅に入居せざるを得ない方が多数おり、通学に著しい支障をきたしている事例について、県を通じて要望を受け、住み替えについての協議を行っているところ。</p>
80	秋田県、川崎市、豊橋市、鳥取県	<p>○職員を配置し、受入体制を整える必要はあるものの、当県平成30年度一般型の実績では12ヶ月以上事業実施している約30%の施設の年間延べ利用人数が一桁である。年間延べ利用児童数に基づく区分の細分化をし、実情に合わせた基準とすることで、施設における体制や地域のニーズを把握することができる。</p> <p>○一時預かり一般型は保育士を確保しておかなければならず、補助基準額の区分に応じた額だけでは、雇用を継続できないため、市の一般財源をあて、一定額の補助を行い運営がなされている。基本額に、利用者数に応じた加算額を合計する仕組みに変更し、保育士の人件費相当額となるようになれば、一時預かりの実施施設の増加及び子育て支援の充実につながる。</p> <p>○補助基準額の区分が適正に見直されることで、受入れの促進及び事業の安定的な運営が図られる。</p> <p>○利用児童数に基づく補助基準額の区分の幅が大きいため、利用児童数が少ない場合の補助基準額が過大に見えるが、一時預かり事業実施のための職員の人件費を勘案した場合にやむをえない点もあると考えている。しかしながら、補助基準額の区分をより細分化することで、一時預かり事業を実施する施設においても、補助基準額の増額が望めるため、受入れを促進させる効果があると考え。</p>	<p>現行の補助区分について、300人未満の補助基準額であれば、年間延べ利用児童数が300人(1日当たり約1人)に必要な補助基準額を設定しており、仮に年間延べ利用児童数が一桁である一時預かり事業所であっても同額の補助基準額を支出することで、安定的な運営ができるよう担保しているところ。</p> <p>なお、平成30年度に実施した、調査研究(一時預かり事業の運営状況等に関する調査)によれば、年間延べ利用児童数が900人未満(1日当たり約3人)の事業所は事業収入だけでは人件費が賅っていない状況であること、地域密着Ⅱ型など保育所以外で行う事業は、単体で行っているため、賃借料等事務費の支出が多く、事業収入の多くが事務費に充当されてしまい、人件費が低いという傾向が見られた。</p> <p>このため、令和2年度予算案において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。</li> <li>・年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。</li> <li>・0.3兆円超メニューである一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。</li> <li>・職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎育児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。</li> </ul> <p>等を盛り込んでおり、一時預かり事業の充実を図ったところである。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
147	B 地方に 対する規 制緩和	消防・防 災・安全	「借り上げ 型仮設住 宅」の借り 換えを柔 軟に運用	災害救助法に基づく 救助として行われる、 応急仮設住宅の供与 のうち、借り上げ型仮 設住宅の借り換え要 件に関して、家賃減 額又は同額となり、か つ転居にかかる費用 (引っ越し費用、敷金 礼金、仲介手数料 等)は自己負担とする 場合については、公 費負担が増大するこ とは無く、災害発生後 に個別案件の協議に 要する時間も無いこ とから、転居を認める 条件として追記するこ とについて、要件緩 和を求めるものである。	<p>昨年の平成30年7月豪雨をはじめ、東日本大震災 や熊本地震では、借り上げ型仮設住宅の入居申込 みが短期間に集中し、申し込み世帯も非常に多 かったため、不動産業者は物件の内覧等に応じら れない状況で、結果として、不便な物件を契約する 被災世帯が数多くあった。</p> <p>生活がある程度落ち着いていくに伴い、通勤・通学 や買い物等の利便性を求め、転居したいという声 が上がったが、制度上、原則として借り換えはでき ない。</p> <p>また、被災市街地から離れた郊外型の仮設住宅等 は、公共交通の便が悪く、顔見知りの人も少なく、 近隣にスーパーや集える場所がほとんどないた め、孤独死等の二次被害を引き起こす可能性もあ る。</p>	<p>被災者の生活スタイルに合った住まいを確 保できるほか、被災地から離れて点在する 借り上げ型仮設住宅からの通勤・通学時間 の短縮など、被災者の負担軽減につな がる。</p> <p>家賃の低い物件への借り換えの場合は、国 費の支出抑制の効果も期待でき、転居を促 すことにより、通学バスの便数や走行距離 を抑えられるなど、公費負担の抑制につな がる。</p> <p>また、借り上げ型仮設住宅の運用が柔軟に なることで、被災者は生活実態に合わせた 柔軟な選択がしやすくなり、避難所生活の 長期化の抑制や被災地の人口流出に歯止 めをかけることにもつながるため、早期の災 害復旧・復興が期待できる。</p>	災害救助法	内閣府	中核市市長 会

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
147	須賀川市、埼玉県、川崎市、八尾市、宇和島市	<p>○借上げ型仮設住宅制度は、スピーディーに入居が可能などとも良い制度であるが、被災者自身が物件を検索する必要があり、発災後の混乱時に、情報端末や自動車等がない状態やそれらを使えない方などは、希望に合う物件を検索することができず、限られた条件の中でやむを得ず、希望とは異なる物件で契約したというケースは多く存在した。また、契約後に、より希望に近い物件が見つかり、転居したいという要望も多く寄せられた。個別事情を聴取すると、少ない部屋数に多人数で入ってしまった、被災前に住んでいた所から遠い物件しかなかったなど、住み替えを認めることができれば、解消できる事項が主であった。</p> <p>○震災当初、避難者から借り換えについての相談があったが、原則借り換え不可の為、断ったケースが多数あった。被災地より転居し土地勘、時間のない中で希望の条件にマッチした物件を探すのは難しい。住み替えの規制を緩和することにより、避難者の生活へのストレスを軽減し、安心した生活を提供できると考える。</p> <p>○個々の生活再建状況の変化にあわせ住まいのニーズも変化していく中で、借り換え等のニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう行政支援を見直していくことは必要であると考え。</p>	<p>災害救助法に基づき供与する応急仮設住宅は、被災者にとって心身の負担の大きい避難所生活を1日でも早く解消し、安定した恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき仮の住宅である。</p> <p>このため、住宅を全壊し居住する住居が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることが出来ない者に対して提供することを原則としている。</p> <p>従って、就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから原則として認めていないところである。</p> <p>ただ、平成30年7月豪雨では、倉敷市において、水害により遠方の賃貸型仮設住宅に入居せざるを得ない方が多数おり、通学に著しい支障をきたしている事例について、県を通じて要望を受け、住み替えについての協議を行っているところ。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
156	B 地方に 対する規 制緩和	その他	地方創生 推進交付 金制度の 対象分野・ 交付金使 途等の緩和	地方創生事業について、地方が自身の創意工夫によって主体的かつ安定的に取組みを進められるよう、地方負担の軽減や対象分野の制約の緩和など使い勝手の良い制度とすること。 具体的には、①対象分野の拡大 ②地域再生計画作成の簡素化 ③交付金使途の制約の緩和を図りたい。	地方創生推進交付金は、国想定分野(しごと創生、地方への人の流れ、働き方改革、まちづくり)への該当や地域間連携や複数の政策目的を持つなどの先導性を有する事業でなければ採択されないなど、地方の主体的な取組みを促すものになっているとは言い難い。 また、地域再生計画の作成にあたっては、「先導的な事業」の適用要件として、多岐に渡る要素を記載する必要があるなど、事務負担が生じているので、書類の簡素化を図りたい。 交付金使途の緩和として、例えば職員旅費についてはトップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、「大阪府プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業」など、事業推進のために必要な職員の出張であってもその旅費が交付金の対象と認められない。また、移住・企業・就業タイプにおいては個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは、各種事業の参加者個人に対する旅費やインターンシップなど企業の個人向け給付に関する補助金なども対象にならないなど、その使途に制約があるため、対象の拡大や緩和を図りたい。	地域の実情に応じた主体的な取組に必要な財源が確保され、地方創生の一層の推進が図られる。	地方創生推進 交付金制度	内閣府	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
156	北海道、盛岡市、福島県、群馬県、横浜市、富山県、石川県、長野県、大垣市、多治見市、浜松市、名古屋市、豊橋市、島根県、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市、宮崎県	<p>○交付金の対象事業については、Q&amp;Aなどにより具体例を示すなど工夫をされていると思うが、ケースバイケースのことも多く判断に困るため、基準を分かりやすく明確にしていきたい。</p> <p>○地方創生推進交付金の対象となる職員旅費については、トップセールスに伴う随行旅費以外は対象とされていないため、地方創生の推進に向けた事業を行う上で、真に必要な職員旅費が対象経費として認められていないことから、事業構築に支障を来しており、交付金使途の制約の緩和を図られたい。</p> <p>○地方創生推進交付金は、国が想定する分野(「しごと創生」や「地方への人の流れ」等)へ該当する事業でなければ採択されない。また、移住・起業・就業タイプでは個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは特定の個人や個別企業に対する給付は補助対象外となっている。これまで以上に地域の実情にマッチした取組みが可能となるよう、交付対象分野及び交付対象経費の拡大を図られたい。</p> <p>○当県対象事業のうち、「外商活動の拡大」や「移住促進・人材確保の取組み」など、主な活動の場を県外とする事業が複数存在する。これらの事業を実施するうえで、例えば職員旅費は必要な経費である一方、現状として職員旅費は交付金の対象外となっている。本提案の趣旨同様、当該交付金対象の事業にのみに充てる経費であることが明確である場合は職員旅費等であっても対象とするなど、対象の拡大や緩和を図られたい。</p> <p>○職員旅費については、それが事業の実施にあたり必要不可欠な出張であっても認められない状況となっている。地域の実情に沿った取組みの実現に向けては、交付対象事業の拡大、緩和をお願いしたい。</p> <p>○本交付金では少子化対策の分野に限られているうえ、他の補助メニューも少ない。本来の主目的である「少子化」のメニューを増やす又は分野の指定について限定解除すべきである。また、旅費についてはそのほとんどが首都圏等一極集中がゆえに首都圏等に行かざるを得ないものであるため、条件不利地域の地方こそ必要であるといえる。さらに個人給付について当市ではブランド商品の百貨店等での試食(不特定多数)でも対象外経費となったことがあるが、真に効果のある必要なものもあり、個別に判断すべきではないか。</p> <p>○個人給付事業の要件緩和について、対象外経費とされている「個人給付に類する事業」について、政策効果の高いものは交付金の対象にしていきたい。平成31年度(令和元年度)分から、インターンシップ参加学生への旅費・宿泊費に充当できるよう要件緩和が図られたが、「移住支援金に係るマッチングサイト掲載企業による連合体への補助」である必要があるなど、活用が難しい。また、当県では「エコバックの配布」が個人給付に類するものとして対象外とされたが、個人に物品を配布する事業の全てが個人給付に類する事業となるのかという印象がある。建物以外のハード整備を主とする事業を対象追加について、建物以外のハード整備のニーズに対して、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金のいずれでも対応できない例があることから、制度の改善をお願いしたい。拠点整備交付金については建物整備が要件とされており、設備のみでは対象とならない。一方で、推進交付金は、建物以外のハード整備も認められているものの、ハード経費割合や交付上限額、事業期間といった制約がある。地方創生拠点整備交付金に係る複数年度にわたる事業実施について、事業の完了に複数年度を要する相当規模の施設整備のニーズもあることから、複数年度による実施が可能となるよう制度を改善していただきたい。2か年度による事業実施が可能な「基金造成事業」も創設されたが、「当該事業の他の事業の進捗に依存する」といった場合に限られ、政策効果の高い施設整備であっても実施設計から工事完了までに最低でも1年以上を要するような事業は、拠点整備交付金を活用することができない。</p> <p>○職員旅費について、トップセールスに伴う随行旅費のみが対象となり、東京圏からの移住・定住を促進する事業の推進のために必要な職員の出張であってもその旅費が交付金の対象と認められない。また、移住・企業・就業タイプにおいては個人給付が認められている一方、先駆タイプ・横展開タイプでは、移住体験ツアーなどの参加者個人に対する旅費が対象にならないなど、その使途に制約があるため、対象の拡大や緩和を図られたい。</p>	<p>【①地方創生推進交付金の採択対象に対する回答】 地方公共団体による地方創生のための取組に対する主な財政支援としては、まず、地方公共団体が、地域の実情に応じて地方創生に取り組むことができるよう、平成27年度から毎年度の地方財政計画において、「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円計上することで地方公共団体の一般財源を確保している。</p> <p>これに加え、地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業であって、具体的な実施計画である地域再生計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けた先導性の高い取組を支援するものとして、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく法律補助として創設された。こうした背景を踏まえ、従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題の克服につなげるため、地方創生推進交付金については、特に対象分野の制限は設けていない。</p> <p>【②地域再生計画作成の簡素化に対する回答】 地域再生計画の作成については、平成29年度以降、地方創生推進交付金実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、重複する記載内容の省略を可能とする等の文章量を削減する取組を行ってきたところであり、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ(令和元年5月23日公表)も踏まえ、令和2年からは、地方創生推進交付金実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付することにより、一層の事務負担の軽減を図っている。また、地域再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところである。</p> <p>【③交付金使途の緩和に対する回答】 地方創生推進交付金の交付対象経費の拡大・緩和については、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」における地方公共団体からの意見も踏まえ、令和元年度の運用から、インターンシップ等の参加旅費について、移住につながるような公益性や政策効果等が確保されるものを支援対象とした。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
182	B 地方に 対する規 制緩和	医療・福 祉	「教育支援体制整備 事業費補助金」の運 用の改善	「教育支援体制整備 事業費補助金」にお いて、医療的ケアの ための看護師配置の ための経費の実施対 象に幼稚園を含むよ う見直す。	たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児 童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師 を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、 保護者の負担軽減を図っており、文科省の「教育 支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助 率3分の1)。 本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置の ための経費における実施対象は「公立の小学校、 中学校、中等教育学校(後期日程を除く。)、義務 教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定め る学校法人」であり、幼稚園は対象となっていない (公立保育所については、厚労省の保育対策総合 支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル 事業」により補助基準額が730万円の補助がある (補助率2分の1))。 医療的ケア児が幼稚園に通う場合、現行は保護者 が対応する必要があるため、就学前からの集団教 育を受ける機会の妨げとなっている。大分市におい ても、早期の受入体制の構築が必要である。 【大分市の状況】 大分市において、日常的に医療的ケアが必要な未 就学児が27人(平成29年度アンケート調査)おり、 実際の受入相談もある。 平成30年度は市立幼稚園にて2名の医療的ケア児 を受け入れているが、対応は保護者および本人が 行っている。	未就学から小学校、中学校まで実施対象と なることで、医療的ケア児に対する切れ目 のない支援が可能となる。 就学前の医療的ケア児の受入体制が進 み、幼児教育の充実が図られる。	教育支援体制 整備事業費補 助金交付要綱	文部科学省	大分市、別 府市、日田 市、佐伯 市、豊後高 田市、宇佐 市、国東 市、姫島 村、日出 町、玖珠町

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
182	豊田市、三重県、京都市、南あわじ市、鳥取県、八幡浜市、熊本市	<p>○当市においては市立幼稚園にて1名の医療的ケア児を受け入れている。保護者の希望があり、保護者同伴での通園となっているが、保護者が同伴不可な緊急の場合も含め、幼稚園への対象拡大は必要と考える。</p> <p>○当県においても市町等教育委員会から看護師配置のための補助金対象が幼稚園も対象となるよう要望があがっているため。</p> <p>○厚労省が実施する保育対策総合支援事業補助金の「医療的ケア児保育支援モデル事業」は保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所を対象としており、均衡を図るためには幼稚園を含めるよう見直す必要性があると考え。</p> <p>○就学前について、今まで公立幼稚園に医療的ケアの対象となる事例はない。今後対象となるケースになると予算的な裏付けがない。補助金の対象を幼児まで拡張することは必要である。</p> <p>○たんの吸引等、日常的に「医療的ケア」が必要な児童生徒(医療的ケア児)が在籍する学校に看護師を派遣することで、児童生徒の教育機会の保障、保護者の負担軽減を図っており、文部科学省の「教育支援体制整備事業費補助金」を活用している(補助率3分の1)。本補助金のうち医療的ケアのための看護師配置のための経費における実施対象は「公立の小学校、中学校、中等教育学校(後期日程を除く。)、義務教育学校及び特別支援学校、又は本要綱で定める学校法人」であり、これらの学校から「他の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等を巡回…しても差し支えないものとする。」とはあるが、幼稚園への看護師配置は対象となっていない。そのため、幼稚園に通う医療的ケア児に対して、看護師を配置しようとする場合、小学校等からの巡回という形でしか国庫補助金を申請できない。</p> <p>○看護師を配置することで、医療的ケアを必要とする幼児が、安心して園生活を送ることができるだけでなく、保護者の負担軽減にもつながることから、幼稚園に配置する看護師にかかる経費も補助金の実施対象となることが望ましい。</p>	<p>児童福祉法第五十六条の六第二項に「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」ことが定められていること等を踏まえて、当該補助金の交付要綱の整理を行っているところである。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
194	B 地方に 対する規 制緩和	消防・防 災・安全	災害救助 法におけ る「救助」 の範囲へ の家屋被 害認定調 査等の追 加	災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与を行うための経費として、罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)に要する経費を災害救助費の対象とすること。	<p>【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬などに限定されており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。発災後、応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるにもかかわらず、罹災証明書の発行やその前提となる家屋被害認定調査に要する業務は、応援職員分も含めて災害救助費の対象外である。</p> <p>【支障事例】 大阪府北部地震や平成30年7月豪雨の際、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査及び罹災証明発行等業務のために、31日間で延べ300人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担が大きい。</p> <p>これまでの内閣府の回答は、家屋被害認定調査が災害対策基本法に基づき本来的に市町村が行うべき事務であるとのことだったが、平成30年7月豪雨等の大規模災害時は、被災住宅件数が多いことから多数のマンプワーが必要となり、被災自治体だけでは家屋被害認定調査を迅速に実施するのが困難であることが改めて明らかになった。</p> <p>また、罹災証明発行業務については、応急救助とは別に各種制度による支援のための証明書として多岐にわたり活用されることを理由に災害救助費の対象にできないとの回答であったが、罹災証明書の発行が遅れると多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることから、救助費の対象とすべきである。</p> <p>さらに、今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体の職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があっても、負担が大きいことから、被災地応援に二の足を踏むこととなる。</p> <p>なお、これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、通常は0.5、最大でも措置率0.8となっている。</p>	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務が「救助」に必要な業務とされ、救助費の対象となることで、多数の応援職員の派遣が可能となり、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理の迅速化につながり、避難所での長期生活者が減少し、震災関連死の増加防止にもつながる。	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
194	川崎市、多治見市、愛媛県、熊本県	<p>○平成30年7月豪雨において、本市では、家屋被害認定調査について、5日間派遣(2名)及び3日間派遣(2名)についての応援経費総額は、148,566円を要し、応援先からの本市に対する支払額は、29,714円となっており、負担が大きかった。</p> <p>○平成28年熊本地震では、国の強力な支援のもと、多数の応援職員を派遣いただいた。これらの応援職員は、災害救助費の対象となる避難所運営等に限らず、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定調査業務や罹災証明書の交付等の業務にも対応していただいたが、その費用が高額となり、財政負担が大きなものとなった。</p> <p>○本市でも、平成30年7月豪雨の際に家屋被害認定調査のため職員を被災地へ派遣した。その際の経費については、特別交付税で措置率0.8での対応となったが、措置されない残りの経費については、被災市町村との協議により求償することとなった。</p> <p>今回の場合においては、応援市町村の経費負担はなかったが、求償するか否かについての協議及び求償の手続きは相互の市町村において事務負担になっていた。</p> <p>○災害の規模によっては、被災自治体だけでは家屋被害認定調査の対応は難しく、応援職員が必要となることから、罹災証明書の発行業務に要する経費については、災害救助法の対象、または、特別交付税の措置率の増加等、被災自治体及び応援自治体の双方の負担軽減となるよう、制度改正等の検討の余地はあると考える。</p>	<p>家屋被害認定調査、罹災証明書については、災害救助法に基づく救助以外の目的のために活用されることが多いことから、これに要する経費を災害救助費の対象とすることは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>罹災証明書等が活用される一例</p> <p>給付:被災者生活再建支援金、義援金</p> <p>融資:住宅金融支援機構融資、災害援護資金</p> <p>減免・猶予:税、保険、公共料金、住宅ローン</p> <p>現物支給:災害救助法に基づく応急仮設住宅、自宅の応急修理</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
195	B 地方に 対する規 制緩和	消防・防 災・安全	被災者生活 再建支援 制度につ いての支 援対象の 拡大 (被災全 地域への 適用、半 壊世帯へ の適用)	被災者生活 再建支援 制度につ いて、同 一の災害 により被 害を受け た全ての 地域が平 等に支援 対象とす ること。 住民の生 活の安定 と被災地 の速やか な復興を 可能とす るため、 全壊及び 大規模半 壊に加え て、各種 災害にお いて多数 発生して いる半壊 世帯も支 援対象と すること。	【現状】 被災者生活再建支援制度は自然災害が発生した自治体内の被災世帯数を基準に適用され、住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県で100世帯または市町村で10世帯以上発生したことが適用要件となっている。このため、同じ災害による同じ被害であっても住所地により法の支援対象とならない場合がある。 また、法の目的に鑑みると、半壊世帯も支援対象とする必要があるが、現行制度では支援対象とされていない。 全国知事会も平成30年11月に、①支給対象を半壊まで拡大すること、②一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域を支援の対象とすることを提言している。 【支障事例】 平成30年7月豪雨災害において、兵庫県内では10世帯の全壊被害が発生した神戸市や宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。 また、平成21年台風第9号災害においては、全壊189世帯、大規模半壊306世帯に対し、半壊659世帯となり、法制度の支援が受けられない世帯が多く発生した。	同一の災害により被害を受けた全ての地域が支援対象となることにより、同じ災害の同じ被害程度の被災世帯に対して法に基づく支援が平等に行われることとなる。 各種災害において多数発生している半壊被害も支援対象とすることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興が可能となる。	・被災者生活再建支援法第2条第2号 ・被災者生活再建支援法施行令第2条	内閣府	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
195	宮城県、栃木県、埼玉県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市	<p>○平成30年7月豪雨において、当県では3市町が法による支援の対象となったが、別の3市町では、全壊が1世帯で法による支援を受けることができなかった。</p> <p>○平成25年度に発生した突風災害では、当県に隣接する県の市で30世帯の全壊が生じ、国の被災者生活再建支援制度(以下、国制度)が適用されたが、当該市に隣接する町では1世帯の全壊のみだったため国制度が適用されなかった。提案のように、要件緩和があれば、当制度で救われる人が増える可能性がある。</p> <p>○平成30年7月豪雨災害において、県内では2,500世帯を超える半壊被害が発生した。また、県内全域が被災者生活再建支援法の適用区域となったものの、半壊等については法制度の支援が受けられないことから、県が市町と連携して独自に緊急支援金を予算化して支援を行った。生活再建に多額の費用を要することから、多数発生している半壊等の被害も支援対象とすることにより地域のコミュニティが確保されるため、制度改正が必要と考えられる。</p> <p>○平成28年熊本地震では、被災者生活再建支援法が県内全域に適用されたが、同一災害において一部市町村のみが適用となる自然災害が発生した場合には、被災者救済に不平等が生じることが懸念される。また、現行制度では対象とならない半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となった。</p> <p>○平成25年9月の竜巻災害においては、同一の竜巻による一連の被害がありながら、全壊世帯が10世帯以上であった市では支援法が適用され、一方、全壊世帯が1世帯であった市では支援法が適用されないという不均衡が生じた。被災者生活再建支援制度について、一部の被災区域のみが適用対象となる自然災害が発生した場合には、全ての被災地域が適用対象となるよう見直す必要がある。</p> <p>○東日本大震災の発生に伴い、当県でも制度の活用を行っているが、県内の半壊棟数の内、およそ5万7千件が支援金の支給対象外となっている。被災世帯の被災程度に応じた支給を行うことで、被災地の速やかな復興に資することができることから、必要性が認められる。また、被災地域の区分けによって支給を受けられない世帯が発生することは、今後の災害においても想定されることであり、全ての被災区域を支援対象とすることについても必要性が認められる。</p> <p>○平成24年5月6日竜巻災害において、隣県の市では被災者生活再建支援法が適用となったが、県内の市町では適用されず、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じた。</p> <p>○平成25年9月の竜巻災害では県内の市町が被害を受けた。ある市は住宅の全壊が30世帯であったため、支援金が支給されたが、隣接する町では1世帯であったため、支援金が支給されなかった。一部地域が法の適用対象となるような自然災害が発生した場合は、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とする必要がある。また、平成29年台風21号において住家の半壊や床上浸水により、生活基盤に著しい被害を受ける被災者が多数発生したが、大規模半壊以上の住家被害でないため、法に基づく支援を受けることができなかった。床上浸水も含め支給対象の見直しの検討が必要と考えるが、まずは全国知事会の提言にあるように半壊への拡大を進めていただきたい。</p> <p>○同一災害による被害からの復興、適用地域の平等性との観点においては、法の適用地域の拡充は必要とされるところだが、適用自治体全体の被災の規模を考慮した制度設計が必要と考えられる。</p> <p>令和元年(2019年)5月末時点での当市のり災証明書交付数は約136,000件、うち約3割が半壊世帯である。当市実施の被災者アンケート(平成30年(2018年)12月26日～平成31年(2019年)1月31日実施)では、半壊世帯のうち約4割が再建費用として50万円超の支出を要し、平均支出額は約600万円との回答を得ている。以上のことより、半壊世帯を適用対象とすることは法の目的とする「生活基盤に著しい被害を受けた者」の「生活再建を支援する」ことに資すると考える。</p>	<p>被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な自然災害が発生した場合に、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援により、支援金を支給するものであるため、1市町村で全壊10世帯以上などの適用基準を設けているところ。</p> <p>支援法の適用となる災害で適用基準を満たさない市町村については、都道府県が条例で全壊等の世帯に対し支援法と同様の支援を行えば、支給額の2分の1を特別交付税で措置することとしており、既に21府県で制度が導入されているところ。</p> <p>また、半壊世帯までの支給対象の拡大は、国や都道府県の財政負担等の課題もあり、慎重に検討すべきと考えるが、全国知事会からの提言も踏まえ、事務方において、全国知事会と協力して半壊世帯の実態把握を進めるとともに、継続的に意見交換を行っているところ。</p> <p>なお、「半壊」の場合であっても、住家を解体する場合は「全壊」と同額の支援金が支給されるとともに、修理する場合は災害救助法の応急修理を活用でき、今回新たに同制度を一部損壊の住宅のうち、日常生活に支障をきたす程度の被害が生じた住宅まで対象を拡大するなど、被害の程度に応じて切れ目ない支援を行うこととしているところ。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
200	B 地方に 対する規 制緩和	土木・建 築	災害公営 住宅事業 (一般災 害)の指定 要件の見 直し	「滅失した戸数が被災地全域で500戸以上」となっている災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件の一部を、「滅失した戸数が被災地全域でおおむね500戸以上」とし、柔軟な適用を可能とする。	地震等天然現象の被害による災害公営住宅整備事業(一般災害)の指定要件は、公営住宅法第8条第1項第1号で、その滅失した戸数が「①被災地全域で500戸以上」又は「②一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の1割以上」となっているが、胆振東部地震による北海道(被災地全域)の被害は「480戸」であるため、本事業の対象外となっている(なお、厚真町だけは指定要件②によって本事業の対象となっている。) 被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅を整備できない事態が、更なる人口流出を招いている。被災地の滅失戸数については、激甚災害指定基準と同様、「おおむね」の戸数でも適用可能とし、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を求める。	人口流出の抑制に資すること及び被災町内での居住を望む住民ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた取組を後押しすることができる。	公営住宅法8条 1項1号	国土交通省	厚真町、安 平町、むか わ町
201	B 地方に 対する規 制緩和	土木・建 築	災害公営 住宅の入 居者資格 要件の規 制緩和	一般災害に係る災害公営住宅整備事業で建設する災害公営住宅の「入居者資格要件」について、公営住宅法23条の規定により一定の所得以下の者が対象となっているが、災害により住居が滅失した者を対象として、過去の大規模災害と同様に収入要件をなくす。もしくは「入居者資格要件」を、地域が自ら決められるようにする。	災害公営住宅整備事業(一般災害)の入居者資格として収入要件が規定されているため、2018年9月6日に発生した胆振東部地震において、住宅を失ったにもかかわらず、災害公営住宅に入居できない者がいる。 被災した多くの世帯は現在仮設住宅で生活している中で、住居の自主再建が難しく、公的住宅への入居を希望しているが、災害に伴う予算不足、既存の公的住宅や民間賃貸住宅の絶対数の不足により町単独では対応が困難となっている。 被災地域では、人口流出が課題となっている中、公営住宅の収入要件が、更なる人口流出を招いている。	人口流出の抑制に資すること及び被災町内での居住を望む住民ニーズに対する支援となり、被災地における復旧・復興に向けた取組を後押しすることができる。 なお、現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理的を解消することができる(現行制度は、激甚災害に指定されていれば、収入要件は問われない。)	公営住宅法23 条 公営住宅法施 行令6条 (大規模災害の 場合、被災市街 地復興特別措 置法21条の適 用がある)	国土交通省	厚真町、安 平町、むか わ町

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
200	須賀川市、川崎市	○災害時の滅失戸数を一律に定めず、それぞれの実情に合わせて判断し、柔軟に運用すべき。	被災自治体においては、平時では想定されない多大な財政支出を余儀なくされるため、災害公営住宅の整備に係る国の補助率が、公営住宅法で規定された通常の補助率である2分の1より高くなっている。 具体的には、3分の2の補助率が適用される要件として、災害で滅失した住宅の戸数が ①被災地全域で500戸以上 ②一市町村の区域において200戸以上 ③一市町村の区域において全住宅の1割以上 のいずれかを満たすことが公営住宅法に規定されており、ご指摘の被災地全域の被害状況に係る要件(①)に該当しなかったとしても、各市町村の被害状況に応じて適用することも可能としており(②)、さらには、③の要件により住宅戸数が多くない小規模な地方公共団体に対しても被害状況に応じて適用可能としていることから、現在の要件には合理性があると考えているところである。 なお、北海道胆振東部地震における被害状況は被害認定調査(R1.12.24)の結果、滅失戸数が全域で500戸を超え、要件を満たしていると認識している。
201	須賀川市、川崎市、熊本市	○一般災害時に住宅を失った被災者に対して、収入要件によって自主再建ができない人のために、規制を緩和すべき。 ○現行制度は、震災規模の大小で被災者を区別するものであり、制度改正によって、その不合理を解消することができる。	公営住宅は低額所得者向けの賃貸住宅であるところ、入居収入基準を特例的に緩和するのは、被災市街地復興特措法等に基づき、特に大規模災害について緊急かつ健全な復興が求められる場合に限定しているところであり、これは上記公営住宅の本来の主旨を害することがないようにするために適切であると考えている。 なお、入居収入基準については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)による公営住宅法の一部改正により、収入分位の50%を上限として事業主体が条例で定めることができるよう措置されている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
224	B 地方に 対する規 制緩和	医療・福 祉	施設型給 付費等に 係る加算 項目の簡 略化	施設型及び地域型保 育給付費に係る加算 項目について、全国 的にも実施率が高い 項目(所長設置加算 等)を基本単価に組 入れる。	施設型給付費及び地域型保育給付費の算定につ いては、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者 ともに事務量が增大している状況である。 【具体的な支障事例】 施設型給付費等に関しては加算項目も多く、単価 もかなり複雑となっており、市町村や県だけで判断 できない質疑を内閣府へ問合せを行う場合も多数 発生しており、このような作業が毎月生じることから 保育現場の職員には本来業務がある中、かなりの 負担が生じている。 また、確認監査を行う際のチェック項目が多岐にわ たり、多大な時間を要し、万一、誤りが発覚した場 合には返還業務が生じ、更なる時間を要する。 なお、国の通知で、各施設の利用状況や加算の認 定状況等を把握することにより、職権で支弁できる 場合については、請求を簡素化できるとあるが、職 権で支弁した場合、実態に応じていない加算が行 われる可能性があり、その期間が長ければ返還に 対応できないケースが生じることが考えられる。 【制度改正の概要】 施設型給付費等の算定について、全国的にも実施 率が高いと思われる項目(所長設置加算等)を、基 本単価に加える等することにより、加算項目を整理 し、簡便な算出方法とする。 【制度改正による懸念点・解消策】 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる可能性 がある。	保育現場や市町における負担が軽減され、 ひいては保育の質の向上に繋がる。一方、 きめ細やかな給付額の積算ができなくなる 可能性がある。	子ども・子育て 支援法、特定教 育・保育、特別 利用保育、特別 利用教育、特定 地域型保育、特 別利用地域型 保育、特定利用 地域型保育及 び特例保育に 要する費用の 額の算定に関 する基準等	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	九州地方知 事会

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
224	秋田県、川崎市、豊田市、大阪市、南あわじ市、島根県、山陽小野田市、徳島市、諫早市	<p>○給付費については、加算項目も多く、要件が複雑であるため、適用の判断基準については苦慮しており、判断基準の明確化・簡素化は希望する。ただし、懸念点にあるきめ細やかな積算ができなくなると記載のとおり、所長がいる施設も兼務の施設も基本単価となると、配置が少なくなってしまうことも懸念される。また、基本分単価に入れることで配置がない場合に減算となったり(所長設置加算等)、基本分単価が細分化(冷暖房費加算等)されるようであれば、加算のままを希望する(広域利用の基本分単価のバリエーションが増えるため)。</p> <p>○加算項目については、条件や計算方法が複雑で誤りも多く、当市でも行政、事業者ともに大きな負担となっているため、簡素化を求める。</p> <p>○当市でも同様に施設型給付費及び地域型保育給付費の算定について、事務が複雑であるため負担を感じている。</p> <p>○施設型給付費等に関して、市や県だけで判断できないケースが多く、当市においても質疑を内閣府へ問合せを行う場合が多くなっている。</p> <p>○保育現場や自治体における負担が軽減されると想定されるが、職員配置の状況等により加算の適用状況に変動が生じるものもあることから、加算の整理については慎重な対応が必要と考える。</p> <p>○施設型給付費及び地域型保育給付費について、施設の運営に大きな影響を及ぼすものであり、正確な加算の算定が求められるが、制度が複雑かつ難解であり、加算項目も多く、単価もかなり複雑となっている。加算を算定するにあたり必要な作業が毎月生じることから、行政・事業者ともに事務量が增大している。加算項目を整理し、簡便な算出方法を求める。</p> <p>○当市においても、認可園の増加に伴い加算項目等に対する事業者からの問い合わせが増加しており、その対応に時間を要している状況である。また、確認監査等で加算申請の誤りが発覚した場合の返還業務についても複数の事業者で発生している。そのため、加算項目の簡略化及び整理については必要であると考え。一方、所長設置加算等を基本分単価に組み込んだ際に、その事業を実施できない事業者があった場合には減算措置等を設けなければ公平性に欠けてしまうと思われる。減算項目の設置に繋がるのであれば、当該制度改正の必要性は低いと考える。</p>	<p>令和元年12月10日の子ども・子育て会議において、基本分単価と加算の在り方については、以下の通り対応方針がとりまとめられた。</p> <p>①所長(管理者)設置加算等については、「所長の設置は義務とはされていないが、95%以上の園において設置されており、事務負担軽減の観点から、基本分単価に組み入れ、要件を満たさない場合に減算する仕組みとすべきである。」</p> <p>②事務職員雇上費加算の基本分単価への組み入れについては、「施設等における事務負担の状況も踏まえながら公定価格における事務職員の評価について引き続き検討することとし、今回の見直しに際しては現行の仕組みを維持すべきである。」</p> <p>これを踏まえ、所長(管理者)設置加算については、令和2年度予算案においては、公定価格において、施設長(管理者)の人件費相当額について、現行の所長(管理者)設置加算から基本分単価に組み入れる経費を計上している。併せて、施設長(管理者)が設置されていない場合には減算調整措置とする経費を計上している。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
233	B 地方に 対する規 制緩和	消防・防 災・安全	災害救助 法に係る 一般基準 の見直し	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準における避難所開設期間の見直し	<p>災害救助法では、救助費用の限度額や救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。</p> <p>しかし、一般基準の範囲内で救助が実施できることは少なく、特別基準を定めることの方が多い。例えば、避難所の設置に係る救助期間は、災害発生の日から7日以内とされているが、当県ではこれまで、避難所が7日で閉鎖されることはほとんどなかった。このように、一般基準が現状に合っていないことにより、本来の救助事務以外に事務量が増大し、県及び市町村担当者の負担となっている。また、当該基準は従うべき基準であることから、自治体の規模・体制に応じた柔軟な設定が不可能である。</p> <p>なお、特別基準の協議の流れはおおむね次のとおり。①避難者数や救助の状況等から市町村へ期間延長の要否、必要な期間及び根拠等を照会②内閣府防災へ電話にて協議。確認事項等あれば再度市町村へ問い合わせ③協議結果を応援先都道府県、市町村へ伝達。</p> <p>以上の理由から、昨今の救助実態をもとにした避難所開設期間の見直しを求める。</p>	被災地や自治体の実情にあった基準をあらかじめ設定できることにより、災害救助法に係る事務の負担が軽減され、被災者の保護や救助といった本来業務をより充実させることができる。	災害救助法第4条第3項 災害救助法施行令第3条第2項 内閣府告示第228号第2条第1号へ	内閣府	長野県

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
233	多治見市、鳥取県、徳島県、熊本県	<p>○平成26年台風第11号に係る災害救助法適用に際して、当県でも救助期間の延長を行った。近年多発している大規模災害時には、相応の事務負担が見込まれ、本来の救助業務への圧迫が予想される。</p> <p>○鳥取県中部地震では避難所の設置で最長57日、住宅の応急修理に183日要しており、災害の規模によっては一般基準を大きく超えることとなり、昨今の災害の規模を勘案すると従来の一般基準内で救助が終わらないことから、実態を踏まえた一般基準の見直しをすべきである。</p> <p>○平成28年熊本地震では、いわゆる一般基準を超える応急救助に関しては、東日本大震災等において認められた応急救助であっても、災害救助法施行令第3条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関する協議に時間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターヘリの運航経費や避難者の入浴施設への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況もみられた。</p> <p>○災害救助法の適用対象となる災害が発生した場合、同法の一般基準で定める7日以内に避難所を閉鎖することは難しいと考えられるため、対象期間の見直しを検討する余地はあると考える。</p>	<p>避難所の開設期間については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」(内閣府告示228号)に基づき、避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とすることとなっている。</p> <p>これは、通常の災害の場合は、事態が落ち着くに従って避難所から自宅、県・市営住宅や賃貸型応急住宅に次第に移っていくこととなり、一般的には7日程度で完了することが通例になっていたからである。</p> <p>しかしながら災害の態様によっては、この期間により難しい場合も考えられることから、その実情に応じて期間の延長の特別基準を設定することができることとなっている。</p> <p>避難所における開設期間の延長については、「具体的な支障事例」にも記載されているとおり、①のとおりであるが、避難所にいる被災者の状況を国が何も把握しないこととなれば、国及び県の非常災害対策本部等による状況把握すら困難なものとなる。(非常災害対策本部への報告事項等を踏まえれば確認事項について市町村や県に連絡を行うことは必須事務となる。)</p> <p>また、②に記載されているとおり、延長のため、特別協議を行うこととなるが、各被災市町村から県を通じて内閣府に対して電話やメールなどによって行えるような簡便な方法としており、被災者の保護や救助といった本来業務の「足枷」となるような時間を費やすとは到底考えにくい。</p> <p>また、③に記載協議結果を応援先都道府県や市町村に伝達とあるが、メール又は口頭にて伝達するだけであり、これも本来業務の「足枷」となるような時間を費やすとは思えない。</p> <p>上記理由から避難所の開設できる期間の見直しを行うことは困難と考える。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
239	B 地方に 対する規 制緩和	医療・福 祉	「賃借料加算」の地域 区分の適 正化	「賃借料加算」につい ては、現在の区分設 定の根拠を明確にし た上で、地域特性が 反映されるよう、市町 村毎の設定とする。	賃貸物件を活用し保育所等を整備した場合、公定 価格に「賃借料加算」(a区分～d区分)がある。 しかし、各区分は都道府県毎に定まっており、また 区分設定の根拠も明確でない。 例えば本市の地価の平均公示価格は、3大都市圏 の平均の1.9倍であるが、加算区分はb区分と なっている。 都心部では、賃貸物件を活用した保育所等の整備 が極めて有効であるが、賃借料加算が実態と合っ ていないことが、市内中心区における保育所等の 整備が進まない要因の1つとなっている。 また、建物賃料が「賃借料加算」を大きく超える状 態で、仮に整備がなされたとしても、結果的にその 施設は公定価格の大部分を占める保育士等の人 件費を減額して運営することになるため、保育士等 の処遇改善が進まない。 なお、「保育対策総合支援事業費補助金」のメ ニューの一つに、「賃借料加算」の額と実際の建物 賃料との差が3倍を超える場合にその差額の一部 を補助する「都市部における保育所等への賃借料 支援事業」があり、本市でも令和2年度から実施す べく制度設計中であるが、3倍を超える施設と超え ない施設との間に不平等が発生する懸念があるこ とに加え、あくまでも補助事業であり、長期にわたる 差額の補てんが確約されるものではない。事業運 営の継続性を担保し、保育所等の整備を促進する ためにも、公定価格で措置されるべきである。	「賃借料加算」の算定の適正化が図られ る。その結果、保育士等の処遇改善にもつ ながる。 また、都心部での賃貸物件を活用した保育 所整備が促進される。	「特定教育・保 育、特別利用保 育、特別利用教 育、特定地域型 保育、特別利用 地域型保育、特 定利用地域型 保育及び特例 保育に要する費 用の額の算定 に関する基準 等」(平成27年3 月31日内閣府 告示第49号)	内閣府、厚 生労働省	大阪市、京 都府、京都 市、大阪 府、堺市、 兵庫県、神 戸市、和歌 山県、鳥取 県、徳島県

管理 番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
239	船橋市、川崎市、愛知県、高槻市、南あわじ市、佐世保市	<p>○現状要望等はないが、保育士の処遇改善や施設整備の現状を考慮すると、市町村ごとの設定が適正であると考え。</p> <p>○地域区分ごとに加算額が定められているが、実勢価格と乖離しているため、市町村間で運営費に差が生じている。</p> <p>○当市は、賃借料加算の加算区分がa地域ではあるが、賃借料加算が実態と乖離しており、待機児童の多い地域では、保育所の設置を進めるにあたり、独自に建物賃借料の補助を行わざるを得ない状況があるが、財政的負担が非常に大きくなっている。また、「保育対策総合支援事業費補助金」の「都市部における保育所等への賃借料支援事業」は、賃借料が賃借料加算の3倍を超えることが補助の要件となっているが、3倍を超えるか否かが入所者数により変動するなど、補助が確約されるものではないため、安定性、継続性の観点から、自治体にとっても、事業者にとっても不確実性が高く、活用しづらい制度となっている。</p>	<p>賃借料加算の区分設定は生活保護制度を参考としている。</p> <p>賃借料加算の在り方については、令和元年12月10日の子ども・子育て会議において、「区分設定の際に参考とした生活保護制度では平成27年度に区分を見直しているが、仮に同様の見直しを行った場合、減額になる自治体もありうるところ、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を進めているという現下の情勢に鑑み、現行の地域区分を維持すべきである。」との対応方針がとりまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、賃借料加算については、令和2年度予算案においても、現行の地域区分を維持することとする。</p>

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
240	B 地方に 対する規 制緩和	教育・文 化	公立学校 施設整備 費国庫負 担事業に おける「前 向き整備」 の算定日 の限度の 緩和	公立学校施設の整備に係る公立学校施設整備費国庫負担事業において、現行制度上、「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件(いわゆる「前向き整備」)について、児童数が急増している都心部の実態にあわせて、6年先程度の緩和を求めるもの	学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図る趣旨から公立学校施設の整備費用については、国が一部を負担しており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等によって交付条件等が定められている。 本市においては、市内中心部(都心部)において、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発が続いている。こうした住宅開発に伴って、当該地域では児童生徒が急増しており、小中学校において教室等が不足する事態が発生し、校舎増築等の児童急増対策が重要な課題となっている。 こうした児童急増対策に際しては、限られた学校用地のなかで、児童生徒の教育環境を考慮のうえで対策を講じる必要がある。校舎増築についても、可能な限り運動場面積を確保するとともに、児童生徒数の増加が見込まれている場合は、将来を見据えた教室規模で校舎を整備する必要がある。 しかし、現行制度では、「最大3年先の学級数(所謂前向き整備)」でしか補助算定されないため、児童生徒の増加が継続している市内中心部では、3年毎に校舎増築が繰り返され、ただでさえ学校用地が狭い都心部において、ますます運動場が狭隘となることや、工事が連続して続くことなど、児童生徒の教育環境への悪影響が懸念される。	児童生徒の増加が継続することが見込まれる学校においては、「前向き整備」の算定日の限度が3年から6年程度に緩和されることにより、増加の実態に応じた校舎整備計画等の対応が可能となり、継ぎ接ぎの校舎増築による運動場の狭隘化や工事が連続することによる児童生徒への教育環境の影響等を緩和することが可能と思料される。	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」第5条1項、同義務例第5条、同義務規則第2条	文部科学省	大阪市

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
240	川崎市、海老名市、新潟市、豊橋市、京都府、亀岡市、岡山市、山陽小野田市、熊本市	<p>○当都道府県においても、特別支援学校建設にあたり、児童生徒数増加の継続が見込まれる場合が多々ある。</p> <p>○当市の小学校1校で平成33年度から4年間、毎年1教室ずつ不足することが予測されることから「最大3年先の学級数を限度」とする補助条件について、年数の延長が望ましい。</p> <p>○当市においても区画整理事業に伴う宅地分譲の販売により児童生徒の増加が継続的に増えることが見込まれる学校があるため、提案のとおり前向き整備の算定日の緩和により、増加の実態に応じた校舎整備計画等の対応が可能となる。</p> <p>○当市においても具体的な支障事例と同様に、市内各地で土地区画整理事業が事業実施されており、各小学校で児童数の増加が見込まれる。制度改正により今後、各校の児童増加値に応じた校舎整備計画が可能になるとともに、より明確な実態に応じた計画・整備が可能になる。</p> <p>○県内一部の市町村においては、今後も児童生徒数の増加が見込まれており、前向き整備による増築を行っているが、短期間での増築による弊害を解消するため、増築に当たって4年先以降の児童生徒の増加を見込み、単独事業として校舎を整備しているところであり、財政負担が大きい。</p> <p>○当市においても、大規模集合住宅(タワーマンション等)の開発に伴い、新設校の整備を予定しており、開校後の3年以降、更に生徒数推計が大幅に増加していくことから、大阪市の事例と同様の支障が生じる。</p> <p>○宅地開発により児童生徒数が増え続けている地区があり、今後の推計では、増築事業の実施予定年度から3年以内では増加傾向が変わらず、数年ごとに増築事業の実施が必要となる。</p> <p>○宅地開発や区画整理などの影響で、児童・生徒の増加が著しい学校については、短期の将来推計だけでは増加傾向が把握できないことが多い。そのような中、校舎増築を行っても、整備後すぐに教室不足に陥る可能性が強いことや、長期的な視野を持たず整備することで、学校全体の配置計画、空きスペースの関係上、追加整備が困難となる場合や、敷地の高度利用ができず、運動場の利活用など、運営等に支障をきたす場合も少なくない。</p>	<p>将来時点の児童生徒数を補助金の算定根拠とすると不確実性が高くなることから、原則として増築を行う年度の児童生徒数を基準とすることとしており、例外として児童生徒の増加が見込まれる場合には、工事に要する期間も踏まえ3年先までを限度に補助金の算定根拠とすることを認めているため、その拡充は困難であると考えます。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
284	B 地方に 対する規 制緩和	医療・福 祉	保育士宿 舎借り上 げ支援事 業に係る 補助要件 の緩和	保育士宿舎借上げ支 援事業に係る①雇用 年数の要件の撤廃、 ②待機児童数、有効 求人倍率による支給 期間の短縮規定の撤 廃等について。	当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数 や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日か ら「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、 年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及 び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた 年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、 補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとな る。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤 廃を望む。 また、補助期間は最長で10年となっているため、入 職した保育士が10年目以降に他の施設へ転職して しまうなど中堅職員の離職が促されてしまう。 以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童 数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の 撤廃を望む。	・保育士の定着に資する  ・期間の統一により、施設内及び施設間の 公平性の担保	保育対策総合 支援事業費補 助金交付要綱	厚生労働省	東大阪市

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
284	八王子市、横浜市、川崎市、浜松市、大阪府、大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、寝屋川市、西宮市、南あわじ市	<p>○当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となっているが、年度によって対象者が異なるような取扱いは、市及び事業者にとって使いづらい。事業利用を始めた年度の違いにより、同じ市内の施設でありながら、補助対象期間に差異が生じ、不公平な取扱いとなる。経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。</p> <p>○当市の待機児童数は、平成31年4月1日時点で50人を下回っており、今年度については、国の経過措置により前年度に支援を受けていた保育士を対象とすることができたが、今後経過措置が終了した場合には対象外となる。対象外となった場合、採用後6年目から10年目までの保育士の市外流出が懸念される。</p> <p>○当該事業の制度上、年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」と期間が不安定な取扱いにより、施設が懸念している。また、最長10年の補助期間について、入職した保育士が10年目以降に転職する要因となってしまう、中堅職員の離職が危ぶまれる。</p> <p>○保育士の有効求人倍率が対象年数の基準となっていることにより、当市においては、安定的に制度を活用するため、補助対象は「採用5年以内の者」としている。そのため、補助期間の5年を超えた後、退職し、他園に就職して再度事業を活用される可能性があり、保育士の離職防止を図る目的から逸脱した制度になりかねないため、提案市同様、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。</p> <p>○補助対象期間の変更によって補助を取りやめた市内事業者もあり、保育士の安定的雇用と逆行する制度となっている。また保育士不足の中で、人材獲得方法が多様化しており、有効求人倍率による判断は妥当性に欠ける。</p> <p>○当市においては、今のところ求人倍率が全国平均を超えているため採用された日から10年以内の保育士が補助対象となっているが、倍率がいつ全国平均を下回るかわからないため、非常に不安定な制度設計となっていると感じている。前年度は10年までの保育士が対象だったのに、有効求人倍率により、5年以内の保育士が補助対象になってしまう場合は、前年まで対象だった人が急遽対象から外れてしまうケースが想定され、保育士の不信感を招くことになる。また、当市では独自に国基準を上回る(例えば、11年目以上の保育士)ケースについても、市独自で補助を行っている。国の基準が10年目までなのか、5年目までなのかという部分が前年度の1月時点の有効求人倍率によるという部分より、予算を組む段階で市の予算をどちらの基準に合わせるべきかはっきりさせることができない。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。</p> <p>○待機児童対策として、当市では複数の事業をパッケージ化した待機児童ZEROプランを推進している。その中の1事業である宿舍借上げ支援事業について、当該事業の補助期間が、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」と変わることで、待機児童対策を実施するうえで保育士の居住環境が不安定となることから、経過措置としての対応ではなく、短縮規定の撤廃を望む。また、中堅保育士が育たないという課題があることから、保育士の定着を図るため、補助対象期間の撤廃を望む。以上のことから、雇用年数要件(若しくは待機児童数、有効求人倍率による支給期間の短縮規定)の撤廃を望む。</p> <p>○当市では、市内の私立保育所等が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を助成する「保育士宿舍借上げ事業」を実施している。当市においても当該事業の補助期間は、その年度の待機児童数や保育士の有効求人倍率に応じ、採用された日から「10年以内」あるいは「5年以内」となる。ただし、令和2年度までに新規に採用された保育士を対象とする限定的なものとしている。</p> <p>○採用11年目以降の保育士が当該事業の補助対象外となることが中堅保育士の離職を促しているのではないかと指摘を事業者よりいただくことがあるため、保育士の定着及び公平性の担保の観点から雇用年数要件の撤廃が必要であると考えます。</p> <p>○平成29年度、有効求人倍率が全国平均に満たないことから「5年以内」となった一方、平成30年度及び令和元年度については、待機児童数が50人を超えたことから「10年以内」の期間を対象とできるようになったところである。しかしながら、当市においては待機児童数や有効求人倍率によって毎年補助の対象となる年数が変わりうることは例え経過措置が講じられていたとしても、不安定な制度となってしまう恐れが強いことから、その期間を10年とできる年度においても一律5年としているものである。</p> <p>○実施主体である当都道府県内市町村からも賛同の声が多く、当都道府県としても保育士の定着に寄与すると考える。</p>	保育士宿舍借上げ支援事業については、採用から10年までの職員が補助対象となるための要件として、前年の待機児童数又は保育士の有効求人倍率が一定水準に達していることを求めている。令和2年度予算案においては、当該要件に関し、直近2か年の待機児童数と保育士の有効求人倍率の状況によって判断することとし、要件に該当するか否かの予見可能性を高めることで保育士募集に支障が生じないような見直しを行ったところである。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
285	B 地方に 対する規 制緩和	医療・福 祉	「母子家庭 高等職業 訓練促進 給付金」の 運用の改 善	ひとり親の就労促進 のため、必要な資格 取得を目的として養成 機関において修業 する場合に支給する 「母子家庭高等職業 訓練促進給付金」に ついて、地域の実態 に即した給付金とな るよう、運用の改善を 行うこと。	母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に必要な 看護師等の資格を取得しようとする時は、修業と生 活の両立を支援するために、母子(父子)家庭高等 職業訓練促進給付金が支給される。 准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資 格を取得する場合、受給期間が平成30年度からは 通算3年間に延長されたが、当該ケースでは通算4 年間の修業が必要であり、期間を網羅できていな い。 修業と生活の両立を支援するための給付金である にも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年 間は無支給となってしまうため、准看護師養成機関 修了後に看護師の資格取得意欲があるにもかか わらず、進学を躊躇してしまう例がある。 准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成 機関で修業する場合には、通算4年間の給付金を 支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修 学できるようにする必要がある。	自治体として、ひとり親の就労を促進し、自 立に向けた支援を行うことは重要である。就 労のために必要な資格取得について、適切 に支援を行うことで、母子家庭の母又は父 子家庭の父の就労に資するとともに、看護 師の不足解消にも繋がる。	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法、同法施行 令、同法施行規 則、高等職業訓 練促進給付金 等事業実施要 綱	厚生労働省	東大阪市

管理番号	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
285	八戸市、宮城県、ひたちなか市、新座市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、石川県、福井市、富士市、愛知県、大阪市、南あわじ市、鳥取県、倉敷市、府中町、徳島県、久留米市、熊本県、宮崎市	<p>○修業と生活の両立を支援するための給付金であるにも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまうため、生活がたちゆかない。ひとり親が経済的に安定して修学できる環境づくりが必要だと指摘された。</p> <p>○当市では、准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得するべく、養成機関に通う、平成30年度が修業期間3年目の受給者がおり、4年目の給付金についての問い合わせがあった。結果として、修業4年目の今年度は給付金を受給できないこととなった。看護師と准看護師では、求人面、待遇面で大きな差があり、初めは准看護師を目指したが、よりよい就業を求めて看護師を目指す気持ちは評価に値する。このように、向上心をもって取り組むひとり親を支援することは、制度の趣旨に合致するものであると考える。</p> <p>○本給付金は、ひとり親家庭の就労や自立が期待できる制度であるので、養成機関に修業中のひとり親が、経済的に安定して修学できるようにする必要があるため、養成機関の全課程の期間に対して給付金を支給するなどの運用を改善して欲しい。</p> <p>○准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する方は、中学校卒業程度の学歴の方が多く、両親からの援助がない方などはさらに経済的にも苦しいなかでの資格取得を目指すことになる。通算4年間の修業が必要であるが、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまう期間が発生し、この1年間は貸付などで補っている実態もあり、償還の負担から経済的な自立が速やかに行えない。丸4年間の支給期間を設定することが、事業の本来の目的を達成し、受給対象者が積極的に申請を行うことができ、ひいては、福祉を受ける立場から、福祉を支える納税者へと変わることができる。</p> <p>○本給付金は、ひとり親の就労促進を目的とするものであるが、現行制度では、准看護師養成機関(2年間)修了後に看護師養成機関(2年間)に進学する場合に、1年間は無給付となってしまう、進学を断念するケースが見受けられる。准看護師と看護師では収入格差も大きく、ひとり親の自立支援の観点からも、准看護師養成期間終了者が看護師養成機関(2年間)も修了可能となるよう、4年間の支給を認める拡充を行うべきである。</p> <p>○就労条件や職務内容の違いから、准看護師修了後引き続き正看護師養成機関での修学を検討・希望する者は複数いると想定され、より安定した就労や本人のステップアップを支援するという観点から、支給対象期間の上限を36月から48月へ延長されるよう制度改正されることは必要であると考え。なお、准看護師養成機関から引き続き正看護師養成機関へ修学する場合には「一連の修学期間」であるという視点で、平成30年度に制度改正が行われたことを鑑みても、48月間の支給とすることは妥当であると考え。</p> <p>○当市でも同様のケースあり。また、同じ資格でも定時制など4年支給を認めるケースがあり、理解が得られにくい。ひとり親が経済的に安定した就学ができるよう、自立に向けた適切な支援制度として見直しが必要。</p> <p>○他の資格取得を目指す受給者との差異をなくし、修学期間中の経済的安定を図るため、准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合も、支給期間を通算4年とする必要がある。</p> <p>○准看護師から正看護師になる場合など、基礎資格を経て上位資格を取得する際の支給上限期間の取扱が不明瞭である。また、他市町村との転出入を経た際の情報連携に係る規定も整備されておらず、実効性・公平性が担保されている状況とは言い難い。加えて、資格取得に要する期間は複数年に跨ることが大半であり、法律等で担保することなく毎年度支給要件等が改正される施策を活用した将来設計を制度利用者に求めることは無責任である。このことから、准看護師から正看護師になる場合も含め在学期間中は、4年分の給付金の支給をできるような制度とすべきである。</p> <p>○当市においても准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する事例が生じている。平成31年4月1日より支給期間が3年から4年に拡大され、高等学校の看護師養成課程(5年一貫)、看護専門学校の定時制課程(4年)等に進学される方に対して、4年間支給が可能となった。准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得を目指す方についても、4年間の受給資格を得られるようにされたい。</p> <p>○当県では、県立総合看護学校定時制(修業年限3年)の受験資格として、准看護師免許の資格が必要なことから、まず准看護師の資格を取得するケースが多い。この場合には、同様に、母子(父子)家庭高等職業訓練促進給付金が無支給となる実態がある。このことから、准看護師養成課程修了後に、引き続き定時制の看護師養成課程を修了しようとする場合には、通算5年間の給付金を支給することとし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。</p> <p>○平成31年度当市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者の中で准看護学校を経て正看護学校に在学している者は2名。1名は今年4年生で受給無し。1名は3年生であるが4年生での受給を希望したため現在受給無しの状態となっている。経済的に安定した状態で修学できるようにするためには准看護学校から正看護学校への進学の場合も4年間の給付が望ましい。</p> <p>○本年4月より資格取得のために4年課程が必要となる者を対象として支給期間上限が48月に伸長されたところだが、准看護師免許取得後引き続き看護師免許取得のために修学する場合は今回の支給期間伸長の対象外となっている。当県では全日課程の看護師養成機関しかないため修学に際しての経済的負担が特に大きい。より就労の機会に結びつきやすい資格取得に対して適切に支援ができるよう改善が必要と考える。</p> <p>○当市においても、准看護師養成機関に在籍している者が、卒業後引き続き、正看護師養成機関への進学を希望することが多く、その場合、在学期間中の制度が利用できない間、どのように生計を維持していくかを懸念されることが多い。平成28年度における准看護養成機関修了生は、3人中1人が進学、平成29年度は4人中3人が進学、平成30年度は3人中2人が進学しているが、進学後、給付がない期間において、入学前に想定した以上に生活費の工面に困っているという相談がある。該当の資格を取得し、また、資格取得に伴う生活の負担を軽減、世帯の生活の安定を図ることを目的とした制度であることから、准看護師養成機関修了後、引き続き正看護師の養成機関に進学した者については、3年ではなく、最長期間である通算4年の支給ができるよう見直す必要があると考える。</p> <p>○准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合の受給期間(通算3年間)の根拠として、国は保健師助産師看護師法第21条第2項(看護師資格は修業期間3年で取得可能)としている。だが、実状として看護師資格を取得するためには、原則、准看護師養成機関修了後に看護専門学校での2年間の修業が必要であり、現状の制度では、修業期間を網羅できていない。修業と生活の両立を支援するための給付金であるにも関わらず、看護師養成機関の修了までの1年間は無支給となってしまうため、准看護師養成機関修了後に看護師の資格取得意欲があるにもかかわらず、進学を躊躇してしまう例がある。准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業するためには、資格取得に通算4年の課程の履修が必要であることを考慮し、給付期間を通算4年間とし、ひとり親が経済的に安定して修学できるようにする必要がある。</p> <p>○当市でも、看護師の資格取得に4年または5年修業が必要となる養成機関があり、受給期間が網羅されていない。事前相談時に給付金の受給期間や就業しながら修業することを説明しているが、看護師資格は取得希望者も多く、改善されるのであれば望ましい。</p> <p>○履修方法によっては看護師資格を取得する上で通算4年間の給付金支給を認めている状況を踏まえ、自立のために意欲的にキャリアアップを目指す方への支援策として有効であると考え。</p> <p>○准看護師養成機関修了後に引き続き看護師の資格を取得する場合、無支給期間が生じることに経済的な不安を覚えるという方がおられることから、生活の安定のためにも支給期間の延長は必要と考える。</p> <p>○提案内容について現況を確認したところ、平成30年度、平成31年度でそれぞれ1件ずつ発生していることが確認された。利用者からは、4年目に給付金の支給がないため、生活が大変だったという声が多かった。</p> <p>○当市においても、准看護師養成機関から看護師養成機関に進学し、給付金を受給する対象者がいる。准看護師養成機関修了後、2年制又は3年制の看護師養成機関に在籍するものもあるが、いずれにしても、現行では、看護師養成機関在籍中には、多くは1年間のみの給付金の支給となるため、ひとり親が経済的に安定して、修学するためには、支給期間の延長は必要があると考える。</p> <p>○当市では、准看護師養成機関(2年間)＋看護師養成機関(3年間)の通算5年間の修業が必要になるケースが多く、看護師養成機関の修了までの2年間は無支給になるため、受給者の負担が大きく、修業と生活の両立を継続することが困難になる場合が予想される。よって、准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合についても、通算4年間の上限として給付金を支給する必要があると考える。</p>	<p>ひとり親家庭の親が自立に向け、就職に有利な資格の取得のために養成機関において修業する場合、修業期間中の生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給している。</p> <p>看護師国家試験については、全日制の専門学校等での修業により、最短で3年間の取得が可能である。准看護師試験については、准看護師養成所での修業により、最短で2年間の取得が可能である。准看護師養成機関を修了した者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、当初から看護師の資格取得を目指した場合との均衡を図る観点等から、通算36月を超えない範囲で高等職業訓練促進給付金を支給するものとしている。</p> <p>高等職業訓練促進給付金の支給にあたっては、事業の実施主体において、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努め、また、受給希望者が准看護師を目指すのか、看護師を目指すのか、意欲や能力、生活状況なども踏まえて事前相談を行い、受給希望者の意欲や能力、資格取得の見込み等を的確に把握した上で、支給の審査を行うようお願いしているところである。</p> <p>なお、准看護師養成機関を終了後に看護師資格の取得を目指す場合には、准看護師として就業し自立した生活を営んだ後に、改めて雇用保険制度を活用して看護師資格の取得を目指すことが可能である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の 具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、 行政の効率化等)	根拠法令等	制度の 所管・ 関係府省	団体名
	区分	分野							
290	B 地方に 対する規 制緩和	環境・衛 生	循環型社会形成推進交付金(廃止ごみ焼却施設解体)の補助対象の拡大	「循環型社会形成推進交付金」については、廃止施設の解体のみを行う場合、交付対象となっていない。 ごみ焼却施設が、更新前と異なる用地での建設となった場合、高額な解体費用が支障となって未解体となり、住民不安の一因となる外、解体跡地の有効な利活用も困難となる。 については、ごみ焼却施設の解体跡地の災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした解体費を、交付対象に追加していただきたい。	【ごみ焼却施設の解体に係る支障】 ごみ焼却施設の解体は、ダイオキシン類対策等が必要であり、高額な費用が市町村等の大きな負担である。 本県では、平成30年度の新たなごみ施設の運用開始に伴い、未解体施設が1基増加した。また、設置後15年以上経過した施設が7施設あり、将来的な未解体施設増加の懸念がある。 未解体施設は、老朽化による崩壊危険等により、周辺住民の不安を増大させるほか、周辺以外にも不安を与えるため、早急に解消する必要がある。また、跡地利用も困難となる。 【規定条文】 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)では、廃止施設の解体は、跡地に廃棄物処理施設を新設又は増設する場合のみ交付対象に含めることができる。 【制度改正の内容】 交付対象として、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を新たに加える。	【制度改正の効果】 解体が促進され、崩壊危険等の住民不安が解消される。 【災害廃棄物処理計画策定の推進】 災害対策基本法等に基づき、市町村にも災害廃棄物処理計画の策定が求められており、平成30年8月の本県最上地方での豪雨災害(激甚災害指定)の発生により、策定の必要性の認識が高まっている。 計画策定に当たっては、災害廃棄物の仮置き場候補地の選定が課題となっている。(総務省東北管区行政評価局「災害廃棄物処理対策に関する行政評価・監視結果報告書(平成30年12月)」。例えば学校のグラウンドなどは、避難所として活用されるため、安全・衛生管理上の懸念がある。 解体跡地を災害廃棄物の仮置き場等への活用を可能とした場合、災害廃棄物処理計画の策定促進が期待される。	循環型社会形成推進交付金交付要綱第2-2 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領18-(1)、(2)	環境省	山形県、山形市、鶴岡市、新庄市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、最上町、大蔵村、高畠町、川西町、三川町、庄内町

管理番号	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	団体名	支障事例	
290	北海道、青森県、八戸市、岩手県、宮城県、鶴岡市、群馬県、埼玉県、横浜市、茅ヶ崎市、新潟市、上越市、石川県、多治見市、浜松市、豊橋市、春日井市、小牧市、田原市、草津市、京都府、大阪府、兵庫県、米子市、出雲市、徳島県、徳島市、高松市、新居浜市、大牟田市、大村市、熊本市、八代市、中津市、宮崎市	<p>○当市では、新粗大ごみ処理施設を建設し、稼働後は、現在使用している粗大ごみ処理施設を解体する必要があるが、廃棄物処理施設の新設又は増設を伴わない単独解体については交付対象外となってしまうため、厳しい財政状況の中では、工事の延期が懸念される。既に、稼働から約40年が経ち、老朽化による崩壊危機等の恐れがあり、予定どおり解体工事に着手することが望まれるため、補助対象の拡大を検討していただきたい。なお、施設の解体跡地については、災害廃棄物の仮置き場としての利活用を検討している。</p> <p>○災害廃棄物の仮置き場の確保が難しいため、焼却施設の近くにあることで、収集、運搬の時間と手間を少なくすることにつながる。また、焼却施設の維持管理で不測の事態により廃棄物の仮置き場として対応することができる。</p> <p>○現在、施設の建替えを検討中であるが、建替え期間中も安定したごみ処理を行うためには、既存施設を稼働させながら、新施設建設に着手する必要がある。この場合、新施設整備と旧施設解体を一体的に行うことは不可能であり、現行の循環型社会形成推進交付金の交付対象とならないため、組合を構成する各自治体の財政負担は大きい。したがって、提案内容にもあるとおり、近年、全国各地で頻発する自然災害に備えるためにも、災害廃棄物の仮置き場等への利活用を前提とした廃止ごみ処理施設の解体を交付対象に加える等、交付要件の緩和が望まれる。</p> <p>○現在、当市と近隣市でごみ処理広域化施設の建設に向け事業を進めているところであり、新施設稼働後の現行施設の解体に伴う跡地利用を検討する必要がある。廃棄物処理施設の新設・増設以外の対象が増えることにより、検討の幅が広がると考えられる。また、災害廃棄物の仮置き場については、現行の災害廃棄物処理計画において候補地を選定しているが、災害廃棄物発生量に対して不足している状況である。</p> <p>○当市においても、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるなか、災害廃棄物仮置き場の確保は喫緊の課題となっていることから、仮置き場への利活用を前提とした施設解体費用に対する財政支援の拡充は必要だと考える。</p>	<p>循環型社会形成推進交付金においては、跡地での施設整備と一体で行われる解体も交付対象としているが、これは公共事業である廃棄物処理施設整備事業として実施されるものであるため、解体のみを行う場合や廃棄物処理施設以外を跡地に整備する場合は、廃棄物処理施設という社会資本を整備する公共事業費としての性格上、財政支援を行うことは困難である。</p>